

近世後期の町場における宅地化と行財政運営の変容 —下総国香取郡佐原村を中心に—

酒井一輔

本稿は、近世後期の町場において生じた都市化と、これに伴う財政運営の変容について考察するものである。町場は幕府や藩の支配拠点ではなかったために、制度上、三都や城下町とは異なり、農村一般と同様の統治制度のもとに置かれていた。それゆえ、町場の住民は、商業や工業を営んでも法制度上は「百姓」と位置付けられるとともに、石高制の規定を受けた。その一方で、町場では、近世後期に人口の増加や経済の発展が顕著となったことで、耕地が宅地へと転用され、住宅や店舗の建築が進められる例が多く見られた。しかしながら、こうした宅地化の進展は、石高制に代表される近世の土地制度の枠組みに逸脱的な現象であったために、既存の統治制度との間で矛盾が生じていた。しかしながら、こうした矛盾を解決する新たな社会秩序もまた生み出されつつあった。

本稿では、まず64の町場を対象に、宅地化がどの程度行われていたのかを数量的に確認した後、宅地化と石高制をめぐっていかなる矛盾が生じ、それがどのように解決されていったのかを、佐原村の事例によって考察した。その結果は以下の通りである。(1) 多くの町場では、17世紀末から19世紀末までの間に宅地が1.5倍から4倍に増加した。(2) 宅地から得られる収益が増加したことによって、商人や豪農などの富裕層は耕地ではなく宅地を愛好して所持するようになった。しかしながら、領主によって設定された宅地の課税標準額は、彼ら富裕層の経済力に対して低い水準に固定されていた。(3) それゆえ、町場では、宅地への課税率を耕地に比して相対的に高位に設定するという財政運営上の変更を試みることで、耕地・宅地間での税負担の不均衡を軽減させていた。(4) 一方、宅地化に伴ってより現詳細な現況調査が必要となったために、人別調べにおいてもさまざまな混乱と過誤が生じていた。(5) これについては、町場の役人たちによる従来の人別調べ方式に代わって、町場内部の非制度的な住民組織である「町」が現況調査と人別調べを代行することで解決が図られていった。

シューマン・プランと西ドイツ鉄鋼業界

—生産・投資・価格へのヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の介入をめぐって—

田中延幸

シューマン・プランは、とりわけ鉄鋼の領域において超国家的な最高機関のもとで生産の共同化および価格の平準化を実現することも主な目的としていた。そのため、西ドイツ鉄鋼業界はシューマン・プランに、カルテル的共同調整の実現の可能性を見出した。

しかし、西ドイツ鉄鋼業界は、鉄鋼需要の拡大に応じて鉄鋼生産を拡大させることを優先した。そのため、西ドイツ鉄鋼業界は、戦間期の国際鉄鋼カルテルによる恒常的な生産調整が、需要の拡大に応じた生産の拡大を阻む桎梏となったという経験を踏まえ、カルテル的共同調整が共同体レベルでの危機的状況に限定されることを追求した。

他方、シューマン・プランは、フランスの近代化政策の遂行に資するよう、西ドイツ鉄鋼業を抑制するヨーロッパ的枠組みを生み出すことも目指していた。それだけになおさらの

こと、西ドイツ鉄鋼業界は、生産、投資、価格に関する自由が大幅に保障されることを求めた。

さらに、シューマン・プラン交渉のための諮問委員会として政府によって設置された西ドイツ国内の専門家委員会の一つであった鉄鋼小委員会に鉄鋼業界の代表が参画し、その小委員会と鉄鋼業界が緊密に連携したことによって、西ドイツ政府ないし代表団に対する西ドイツ鉄鋼業界の影響力も強化された。その結果、西ドイツ政府ないし代表団は、最高機関の超国家的介入を必要最小限にとどめることを、シューマン・プラン交渉に関する基本方針の一つとした。

この西ドイツの基本方針も、生産・投資・価格問題に関する合意に反映され、フランスの近代化を救済する要素は後退した。こうして、生産・投資・価格問題に関するパリ条約の条項は、西ドイツ鉄鋼業界の視点から見れば、カルテル的共同調整を共同体レベルでの危機的状況に限定して共同体域内の企業に自由を大幅に保障することを規定するものとなった。したがって、ECSC は、生産、投資、価格への介入との関連では、経営の自由を大幅に保障し、共同体全域に及ぶ危機的状況において必要とあればカルテル的共同政策を発動する制度として成立した。